

北海道告示第 10429 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 23 日

北海道知事 鈴木直道

1 都市計画事業の種類及び名称

旭川圏都市計画道路事業 3・3・8 号金星橋通及び 3・3・20 号永山東光線

2 施行者の名称

北海道

3 事務所の所在地及び名称

旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部

4 事業地

(1) 収用の部分

北海道旭川市大雪通 2 丁目、パルプ町 1 条 2 丁目、パルプ町 2 条 2 丁目、パルプ町、新星町 3 丁目、新星町 4 丁目、新星町 5 丁目、永山 10 条 1 丁目及び永山 11 条 1 丁目地内

(2) 使用の部分

なし